

令和4年4月1日制定

令和5年4月1日改訂

学習院ガバナンス・コードの改訂について

学校法人学習院は、学校法人学習院校規第3条に定める目的「教育基本法及び学校教育法に基づき、学習院学則の定めるところにより、幼児の保育から大学教育にわたって、一貫した教育を行うこと」に基づき、私立学校としての自主性及び独立性を確保しつつ、学習院大学及び学習院女子大学の2つの高等教育機関を運営する学校法人としての設置者責任を果たすため、また、時代の変化に柔軟に対応し、持続的に発展することが可能となる自律的な運営体制の確立・強化を目指すため、一般社団法人日本私立大学連盟が定め公表する「私立大学ガバナンス・コード」に準拠した「学習院ガバナンス・コード」を、令和4年4月1日付で策定した。

「私立大学ガバナンス・コード」が、令和5年3月28日付第1.1版に改訂されたことに伴い、「学習院ガバナンス・コード」も、令和5年4月1日付で下記のとおり改訂を行う。

1. ガバナンス・コードの対象と構成

「学習院ガバナンス・コード」は、学習院の理事会、評議員会を含む学校法人学習院と学習院大学及び学習院女子大学をその対象とし、一般社団法人日本私立大学連盟が定め公表する「私立大学ガバナンス・コード」に準拠し、①「基本原則」、②「遵守原則」、③「重点事項」及び④「実施項目」で構成する。

①「基本原則」は、学習院が実施するもので、具体的には「1.自律性の確保」、「2.公共性の確保」、「3.信頼性・透明性の確保」、「4.継続性の確保」の四原則で構成される。

「基本原則」は、ガバナンス・コードの構成上、最上位に位置付けられ、四原則が、すべて遵守されて、はじめてガバナンスが有効に機能すると考えられるため、いずれも欠くことができないものである。

②「遵守原則」は、学習院が「基本原則」を遵守するために必要な項目であり、「基本原則」の直下に位置付けられる。

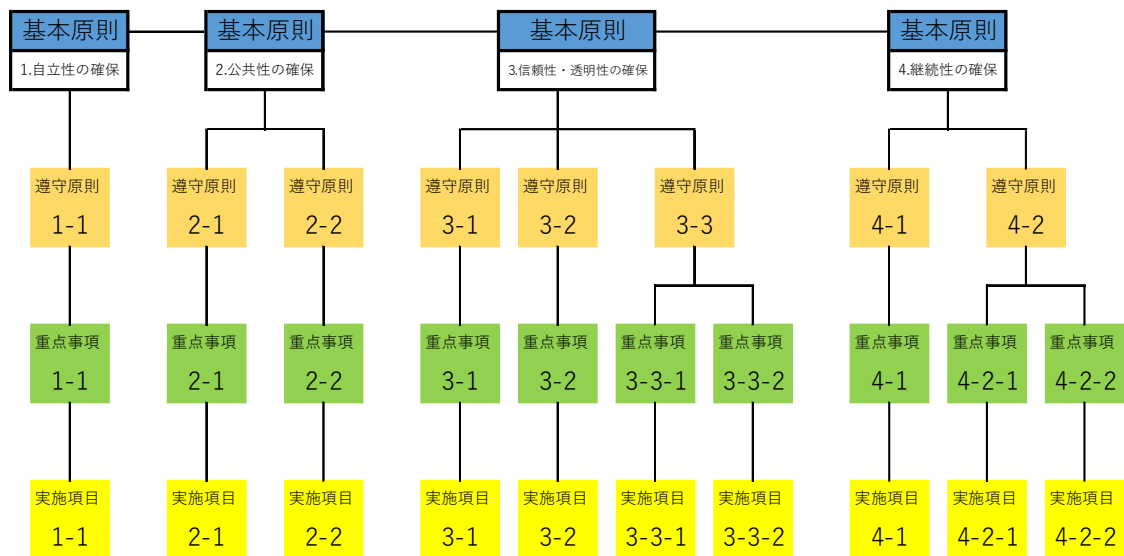
③「重点事項」は、「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項であり、上位の「遵守原則」の遵守状況（取組状況）を判断する指針となるものである。

④「実施項目」は、学習院が重点事項を達成するために、実際に努めるべき具体的項目である。

2. 学習院ガバナンス・コード体系図

学習院ガバナンス・コードは4つの基本原則を最上位とし、その下に8つの遵守原則、その下に10の重点事項、最下位に96の実施項目を配置する。

学習院ガバナンス・コード体系図



3. 学習院ガバナンス・コードの遵守状況の点検と報告

学校法人学習院は、「基本原則」、「遵守原則」及び「重点事項」の遵守状況を点検することを目的として、毎年度末に「実施項目」の取組状況について点検・確認を行う。

また、その点検結果を理事会に報告すると共に、求めに応じて日本私立大学連盟に報告し、学校法人学習院の法人HPにおいて公表する。なお、その点検方法については別に定める。

4. 基本原則と遵守原則

基本原則と遵守原則は、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づき、項目を策定する。その項目は以下のとおりとする。「基本原則」と「遵守原則」の遵守状況は日本私立大学連盟への報告義務を有する。

(1) 基本原則 1.自律性の確保

学習院は、私立学校としての多様な教育研究活動を実現するため、学校法人学習院校規第3条に定める目的「教育基本法及び学校教育法に基づき、学習院学則の定めるところにより、幼児の保育から大学教育にわたって、一貫した教育を行うこと」に基づき、自主性及び独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。

(1) 基本原則 2.公共性の確保

学習院は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。

(1) 基本原則 3.信頼性・透明性の確保

学習院は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保証人、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。

(1) 基本原則 4.継続性の確保

学習院は、学校法人学習院校規第3条及び学習院学則総記に定める目的に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める。

(2) 遵守原則

遵守原則は、基本原則の自律性の確保に1つ、公共性の確保に2つ、信頼性・透明性の確保に3つ、継続性の確保に2つを置いている。

①自律性の確保の遵守原則 1-1

学習院は、学生、保証人、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確にし、理解を得る。

②公共性の確保の遵守原則 2-1

学習院は、学校法人学習院校規第3条及び学習院学則総記の定める目的に基づき多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

③公共性の確保の遵守原則 2-2

学習院は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

④信頼性・透明性の確保の遵守原則 3-1

学習院は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。

⑤信頼性・透明性の確保の遵守原則 3-2

学習院は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、評議員、院長及び学長（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

⑥信頼性・透明性の確保の遵守原則 3-3

学習院は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

⑦継続性の確保の遵守原則 4-1

学習院は、学習院大学及び学習院女子大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学の運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。

⑧継続性の確保の遵守原則 4-2

学習院は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。

5. 重点事項と実施項目

(1) 重点事項

「重点事項」は、「遵守原則」を遵守するために必要不可欠な事項で、上位の遵守原則の遵守状況（取組状況）を判断するための指針となる。日本私立大学連盟への報告義務はない。

(2) 実施項目

「実施項目」は、「重点事項」を達成するために、実際に努めるべき具体的項目である。毎年度末に「実施項目」を点検し、達成状況を確認するため、いずれの項目も必要不可欠な内容である。日本私立大学連盟への報告義務はない。

学習院ガバナンス・コード

基本原則「1.自律性の確保」

学習院は、私立学校としての多様な教育研究活動を実現するため、学校法人学習院校規第3条に定める目的「教育基本法及び学校教育法に基づき、学習院学則の定めるところにより、幼児の保育から大学教育にわたって、一貫した教育を行うこと」に基づき、自主性及び独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。

遵守原則：自律性の確保 1－1

学習院は、学生、保証人、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確にし、理解を得る。

重点事項 1－1－1

学習院は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

実施項目 1－1－1－1

中期計画等の策定に当たり、教学関連及び経営関連項目ごとに素案の策定主体、計画期間、意見聴取方法及び意見の反映方法を予め決定する。

実施項目 1－1－1－2

中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等および他の計画との関連性を明らかにする。

実施項目 1－1－1－3

中期計画等に教学、人事、施設及び財務等に関する事項を盛り込む。

実施項目 1－1－1－4

中期計画等において、院長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。

実施項目 1－1－1－5

中期計画等の内容について、その適法性、倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。

実施項目 1－1－1－6

中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。

実施項目 1－1－1－7

中期計画等において、実施スケジュールを含む具体のアクションプランを明確にする。

実施項目 1－1－1－8

中期計画等に係る策定管理者（政策管理者）と執行管理者を明確にする。

実施項目 1－1－1－9

中期計画等は、十分な説明、資料に基づき、評議員会の諮問を経て、理事会にて決定する。

実施項目 1－1－1－10

中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて進捗管理を行う。

実施項目 1－1－1－11

中期計画等の内容、進捗管理方法について、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。

実施項目 1－1－1－12

外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要になった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。

実施項目 1－1－1－13

中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公表する。

基本原則「2. 公共性の確保」

学習院は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。

遵守原則：公共性の確保 2－1

学習院は、学校法人学習院校規第3条及び学習院学則総記の定める目的に基づき多様な

人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

重点事項 2－1－1

学習院は、学校法人学習院校規第3条及び学習院学則総記の定める目的に基づき、多様な人材育成及び大学教育を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。

実施項目 2－1－1－1

学習院、学習院大学及び学習院女子大学のミッション、ビジョンを踏まえ、それらの毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的行動指針を明確にする。

実施項目 2－1－1－2

達成目標、具体的行動指針を教職員、学生及び社会に発信し、共有する。

実施項目 2－1－1－3

学習院の中期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。

実施項目 2－1－1－4

学習院大学及び学習院女子大学は、「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。

実施項目 2－1－1－5

学習院大学及び学習院女子大学は、「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。

実施項目 2－1－1－6

学習院大学及び学習院女子大学は、自己点検・評価結果、認証評価機関による評価結果やアンケート調査等を含むIR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。

実施項目 2－1－1－7

学習院大学及び学習院女子大学は、リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。

実施項目 2-1-1-8

学習院大学及び学習院女子大学は、留学生の受入及び派遣に係る諸施策については、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則：公共性の確保 2-2

学習院は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

重点事項 2-2-1

学習院は、各種一般向け講座、各種ボランティア活動・地域課題解決等を目的とする地域連携プログラム等を通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。

実施項目 2-2-1-1

社会・地域貢献に係る方針を検討し、策定する。

実施項目 2-2-1-2

社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。

実施項目 2-2-1-3

組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。

実施項目 2-2-1-4

公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。

実施項目 2-2-1-5

社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。

実施項目 2－2－1－6

自治体等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。

基本原則 「3. 信頼性・透明性の確保」

学習院は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保証人、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。

遵守原則 3－1

学習院は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。

重点事項 3－1－1

学習院は、本院におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を図る。

実施項目 3－1－1－1

監事監査規程（必要に応じて監事監査基準）を策定する。

実施項目 3－1－1－2

監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。

実施項目 3－1－1－3

常勤・常任監事の登用、または常勤・常任監事がいる状況と同様の監事監査が実施できるような監事監査支援体制を整備する。

実施項目 3－1－1－4

監事が評議員会、理事会において、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。また、経営に関する重要な会議等についても出席し、積極的に意見を陳述することができる仕組みを構築する。

実施項目 3-1-1-5

監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。

実施項目 3-1-1-6

監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて監事会を開催する。

実施項目 3-1-1-7

会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。

実施項目 3-1-1-8

監事と会計監査人、内部監査室等とが協議する場を設定する。

実施項目 3-1-1-9

監事に対する研修機会を提供し、その充実を図る。

実施項目 3-1-1-10

監事の独立性を確保するために、その専門性を考慮しつつ、監事選任基準の明確化または監事指名委員会を設置するなどの方法によって監事を選任する。

実施項目 3-1-1-11

監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期及び任期について留意する。

基本原則「 3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3-2

学習院は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、評議員、院長及び学長（以下、「役職者」という）の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

重点事項 3-2-1

学習院は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。

実施項目 3-2-1-1

法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底する。

実施項目 3-2-1-2

役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明化を図る。

実施項目 3-2-1-3

法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会及び監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。

実施項目 3-2-1-4

学習院に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を展開する。

実施項目 3-2-1-5

理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性およびリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。

実施項目 3-2-1-6

不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限及び職責を明確にするなど、各担当者が権限及び職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。

実施項目 3-2-1-7

職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。

実施項目 3-2-1-8

内部監査室による内部チェック機能を高める。

実施項目 3-2-1-9

内部監査室規程等の内部監査に関する諸規程の整備により、内部統制体制を確立する。

実施項目 3-2-1-10

相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び内部監査室等による三様監査体制を確立する。

実施項目 3-2-1-11

学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。

実施項目 3-2-1-12

理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当および外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定及び職務遂行がなされることを確保する体制を整備する。

実施項目 3-2-1-13

教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。

実施項目 3-2-1-14

個人情報¹は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。

基本原則「 3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則 3-3

学習院は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

重点事項 3-3-1

学習院は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備をさらに進める。

実施項目 3-3-1-1

いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示のかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。

実施項目 3-3-1-2

公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。

実施項目 3-3-1-3

法令に定められた財務書類等を適切に公開する。

実施項目 3-3-1-4

中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況を公表する。

実施項目 3-3-1-5

学習院大学及び学習院女子大学は、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。

実施項目 3-3-1-6

学習院が相当割合を出資する事業会社である株式会社学習院蓼々会に関する情報を公開する。

実施項目 3-3-1-7

内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。

実施項目 3-3-1-8

公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。

遵守原則 3-3

重点事項 3-3-2

学習院は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。

実施項目 3-3-2-1

公開する情報の包括性、体系性、継続性、一貫性および更新性に留意する。

実施項目 3-3-2-2

公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図る。

実施項目 3-3-2-3

情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性および重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。

実施項目 3-3-2-4

とくに収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。

実施項目 3-3-2-5

学習院の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、本院に重要な影響を及ぼす傘下法人等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。

実施項目 3-3-2-6

中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。

実施項目 3-3-2-7

大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、大学関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。

基本原則 「4. 継続性の確保」

学習院は、学校法人学習院校規第3条及び学習院学則総記に定める目的に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続並びに発展に努める。

遵守原則 4-1

学習院は、学習院大学及び学習院女子大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。

重点事項 4-1-1

学習院は、ガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会及び監事等の機能の実質化を図る。

実施項目 4-1-1-1

政策を策定、管理する責任者（院長、専務理事、常務理事、学長をはじめとする理事等）の権限と責任を明確化する。

実施項目 4-1-1-2

政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。

実施項目 4-1-1-3

政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。

実施項目 4-1-1-4

理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。

実施項目 4-1-1-5

理事、理事会及び監事が、院長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、院長、内部監査室長等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。

実施項目 4-1-1-6

教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。

実施項目 4-1-1-7

政策を策定、管理する責任者（専務理事・常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。

実施項目 4-1-1-8

経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。

実施項目 4-1-1-9

理事会、常務会及び評議員会等の議決事項を明確化する。

実施項目 4-1-1-10

理事会、評議員会の開催に当たり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。

実施項目 4-1-1-11

理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。

実施項目 4-1-1-12

学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事及び評議員等の選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者（以下、「外部人材」という）を積極的に登用（理事、評議員については複数名）する。

実施項目 4-1-1-13

ダイバーシティ推進のため、法人に係る全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。

実施項目 4-1-1-14

外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。

実施項目 4-1-1-15

理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。

基本原則 「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-2

学習院は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化に努める。

重点事項 4-2-1

学習院は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等に

よって、財政基盤の安定化および強化を図る。

実施項目 4-2-1-1

「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。

実施項目 4-2-1-2

院長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。

実施項目 4-2-1-3

目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。

実施項目 4-2-1-4

補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進するための体制を整備する。

実施項目 4-2-1-5

補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。

実施項目 4-2-1-6

社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。

実施項目 4-2-1-7

リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備する。

重点事項 4-2-2

学習院は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。

実施項目 4-2-2-1

危機等の発生を未然に防止するためのシステムおよび体制を整備する。

実施項目 4－2－2－2

管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。

実施項目 4－2－2－3

危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。

実施項目 4－2－2－4

危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。

実施項目 4－2－2－5

情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。

実施項目 4－2－2－6

情報セキュリティ体制の適切性および運用状況を検証する。

実施項目 4－2－2－7

ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。

以 上